

第3回 聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会 議事概要

I 日時 令和4年5月20日（金）10:00～正午

II 場所 聖籠町役場3階 大会議室

III 委員 出席6名、欠席1名

IV 次第

1 開会のあいさつ

2 協議（議長：委員長）

(1) 第2回の審議内容の確認について(資料①)

(2) 令和4年度以降の地域移行について(資料②)

(3) 提言案の検討②について(資料③)

(4) ガイドライン案の検討①について(資料④)

(5) 今後の検討委員会の予定について

① 第4回 令和4年6月 提言案検討（最終）、ガイドライン案検討②他

② 第5回 令和4年8月 ガイドライン案検討（最終）、答申（提言）他

3 その他

4 閉会のあいさつ

V 議事概要

1 開会のあいさつ

○事務局

ただ今から、「第3回聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」を開催します。最初に、教育長が開会のあいさつを申し上げます。

○教育長

第3回検討委員会にご参加いただきありがとうございます。スポーツ庁の検討会議では令和5、6、7年度の3年間で改革集中期間と位置付け、各自治体に具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画の策定を求めています。さらに、休日移行の準備ができた自治体は、平日の地域移行も推奨すると言っています。本会で皆様にご検討いただいている内容はまさにこの流れに沿ったものです。今後、具体的な動きになると、様々な問題が生じると思いますが、私たちもやれることをしっかりとやっていきたいと思っております。

聖籠町としては、令和7年度を移行の目安としていますが、国が令和8年度と言っているため、今後どのように整合性を図っていくかについて考えていく必要があります。また、文化部についても合わせて検討していくこととなりますが、皆様からまたご意見等をいただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

2 協議

○事務局

協議に入りますが、ここからは設置要綱第5条により杉崎委員長に議長をお願いいたします。

(1) 第2回の審議内容の確認について

○議長

要項に従い、「(1)第2回の審議内容の確認について」、事務局お願いします。

○事務局

資料①をご覧ください。第3回の協議を進めるに当たり、資料①にある6点について確認します。(資料①を読み上げる)

- 1 フィジカルトレーニング部（仮称）について
- 2 地域部活動への移行スケジュールについて
- 3 受益者負担について
- 4 令和5、6年度の移行部活動及び各部での指導者必要数について
- 5 地域部活動の指導者の資格について
- 6 ガイドラインについて

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

ないようなので、次に「(2)令和4年度以降の地域移行について」、事務局お願いします。

(2) 令和4年度以降の地域移行について

○事務局

資料②をご覧ください。現段階では、令和5年度は陸上部、令和6年度は野球部の地域移行を想定しています。陸上部が候補となっているのは、学校の職員以外の地域の指導者が2名可能だからです。令和6年度の野球部は令和5年度とは異なり、学校の職員が地域の指導者となって地域部活動を実施する形態を試行としてやりたいということからです。

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

○委員

3点お願いします。まず、1点目です。地域でバスケットを指導している人から聞いた話ですが、平日に学校の顧問が指導し、休日に地域指導者が指導する状況となった場合です。この場合、平日の学校の顧問が主導となり、土曜日1日のみの地域指導者はあまり指導できなくなるだろうということです。それは、チームスポーツの場合、戦術に違いがあるからだということでした。このように予想される問題に対してどのように準備するかです。

2点目です。令和7年度に完全移行するわけですが、令和6年度にもう少し試行的な取組の部を増やして、令和7年度に備えた方がよいのではないかとということです。令和5年度及び令和6年度に二つの部を試行し、令和7年度に一斉に移行すると様々な問題の発生に対して、対応するのが大変ではないかとということです。特に、戦術等がかかわる団体スポーツで、円滑に連携できるかが心配です。

3点目です。資料②についてですが、これは教員ベースの表となっているので、地域ベースの表にした方がよいと思います。

○委員

関連しますが、令和5年度及び令和6年度の地域移行について、予算はどのようになっていますか。

○事務局

予算は前年度に計上するので、どうしても地域移行上必要であれば、追加することはできます。ただし、予算編成上の手続き等もあり、確約はできません。

○議長

これまでの議論を整理すると、試行段階での対象部活動は現段階で指導者が確保できる部ということでした。陸上部や野球部以外にも、指導者が確保できれば移行期間に試行できる可能性はありますね。

○事務局

平成5年度及び平成6年度については、お話のとおり指導者が確保できるかどうかで計画していますので、他の指導者が確保できる場合は可能です。

○委員

土曜日の大会への引率はどのようになりますか。

○事務局

中体連での大会は、原則、学校部活動の顧問が引率し、中体連以外の大会は学校の顧問でも地域部活動の指導者でもどちらでもよいこととなります。最終的に、指導者同士が相談の上、校長が判断する場合があります。

○議長

中体連の大会で、学校の顧問以外でもベンチに入ることはできるのですか。

○事務局

外部指導者として、事前に登録していれば可能です。

○委員

補足しますが、中体連は部活動指導員も含め、手続きをしていれば可能です。また、各スポーツ協会主催大会でも同様です。今後は、地域指導者同士で連絡を取り合い、練習試合を計画することも想定されると思います。

○委員

地域指導者についてですが、バレーボールについてはスポーツ少年団があるので、その指導者を考えています。小学生がメインですが中学生も入っています。バスケットについては、学校の顧問が指導の専門家であると、地域指導者は遠慮してしまうので、確保は難しいです。資格については、スポーツ少年団の指導者は公認資格を取らないと登録できないという規則があります。

○議長

委員からの提案で、移行期間中にバスケットボールの試行が必要ではないかということですが、指導者が見つかるかがポイントとなるので、継続審議とした

いと思います。

○委員

令和4年度に、陸上の地域指導者について、ボランティア指導者が予定されていますが、これからの予定はどうなっていますか。

○委員

3年生が引退してから、お願いする予定です。

○事務局

ここで、委員からの3つの質問を整理させていただきます。1点目の学校部活動の指導者と地域部活動の指導者との円滑な連携のための話し合いは絶対に必要です。各種アンケート結果からも、指導者による指導方法の違いは生徒及び保護者の地域移行についての主たる不安事項であることがはっきりしています。ガイドラインでもこの点について触れたいと思います。

また、スポネットせいろうからの情報提供もあったように、地域指導者も一定の指導経験や資格をもつ指導者を充てることとなるので、生徒を育てる共通の土台をもって指導できるよう事前に協議して臨みたいと思っています。

第2点目の移行期間についての試行対象部活動については、地域指導者が確保できるかどうかにかかっているため、この点も含め、検討していきます。

第3点目については、委員の指摘のとおりですので、表記の仕方を地域ベースに変更します。

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

ないようなので「(3)提言案の検討について」、事務局をお願いします。

(3) 提言の検討について

○事務局

資料③をご覧ください。「前文」、「提言1」、「提言2」、「提言3、4」のまとめり毎に区切ってご意見やご質問等を受けたいと思います。まとめり毎に、最初に読みあげますので、その後ご意見等をお願いします。

「前文」読み上げる。

【前文】

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

ないようなので、「提言1」について、事務局をお願いします。

○事務局

「提言1」読み上げる。

【提言1】

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

ないようなので、「提言2」について、事務局お願いします。

○事務局

「提言2」読み上げる。

【提言2】

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

提言2、2取組案、第2段落「法に定める総労働時間以内とならないことが」について、「法に定める総労働時間を超えることが」とした方が分かりやすいです。

○議長

ないようなので、「提言3・4」について、事務局お願いします。

○事務局

「提言3・4」読み上げる。

【提言3・4】

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

○議長

提言3、1現状の1行目「及び」が二つあるので、整理した方がよいです。提言4、2取組案の2行目「事務局業務」は「事務局」とした方が、後の「設置する」と整合が取れます。

○議長

ないようなので、「(4)ガイドラインの検討」について、事務局お願いします。

○事務局

今回は第1回なので、まとまり毎に区切って、ご意見をいただきます。次回に、読み上げた上で、検討を進めます。

(4) ガイドラインの検討について

○事務局

1 「ガイドライン策定の趣旨」について

○委員

第2段落の「希望する教職員が指導できる体制を維持しながら、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することを柱に休日の部活動の段階的な地域移行を進めた。」の部分で、改革の趣旨が「休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること」であるので、「希望する教職員が指導できる体制を維持しながら」は、後半部に入れた方がよいと思います。

2 学校における部活動の位置付け

特になし。

3 対象となる部活動の定義（位置付け、指導者、保険等）

特になし。

4 活動時間及び休養日等の基準

特になし。

5 各実施主体及び指導者の責務

特になし。

6 指導に当たっての留意事項

○委員

「(5)地域部活動参加生徒の下校時の送迎について」で、地域部活動の参加の場合
は、学校と異なり「下校」とはならないと思います。

7 その他

特になし。

○議長

ご質問等がありましたら、お願いします。

ないようなので、「(5)その他」、事務局お願いします。

(5) その他

○事務局

第4回目以降は、以下のように予定しています。

① 第4回 令和4年6月 提言案検討最終、ガイドライン案検討②他
なお、第4回は議会開催の関係で、7月になる可能性があります。

② 第5回 令和4年8月 ガイドライン案検討最終、提言答申、他
議事録については事務局から各委員に送付しますので、内容の確認をお願い
します。なお、議事概要のみの記載とさせていただきますのでご了承ください。

○議長

以上で議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

3 その他

4 閉会のあいさつ

○事務局

議長様、円滑な議事進行ありがとうございました。それでは閉会のあいさつを
教育未来課長が申し上げます。

○教育未来課長

本日は、慎重な審議ありがとうございました。今後、指導方針、指導者の確保、
予算等の課題が想定されますが、関係者がしっかりと連携し、生徒を育てる取組
となるようお力を賜りたいと思います。本日はありがとうございました。

(文責は事務局)